

令和2年4月27日招集

第4回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和元年第4回狭山市農業委員会総会

令和2年4月27日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時00分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 1名) 小林一洋

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二

事務局 定刻となりましたので、これより第4回狭山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料の確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料3 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

席上に配付しました

- ・資料4 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・令和2年度 農業委員会活動計画
- ・農業者年金加入推進マニュアル
- ・農業者年金制度のご案内
- ・生産緑地の斡旋について（依頼）
- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

となります。宜しいでしょうか。

事務局 総会を前に、農業委員会と関わりのある環境経済部の人事異動がございましたので、一言ごあいさつさせていただきます。

環境経済部 神田部長 挨拶

環境経済部 千葉次長 挨拶

農業振興課 増島課長 挨拶

ありがとうございました。宜しくお願いいたします。

ここで3名は退席させていただきます。

本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第4回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第4回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号6番、小林委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の

議長 届出がありましたので報告します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号5番 細田委員と7番 落合委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。

議案第1号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 まず、なぜ今日は推進委員がいないのかという理由についてご説明いたします。本来議案第一号につきましては、農業委員会は推進委員に活動の報告を求めることができるという農業委員会法の規定に基づいて各地区の推進委員の活動報告をお願いしています。しかし、あくまで「できる」規定ということですので、コロナの関係で、とりあえず、この4月の総会につきましては報告を求めないというかたちをとらせていただきました。
活動の状況については、事務局から推進委員へあらかじめ活動状況について伺っておりますのでご報告させていただきます。併せて利用権設定の関係もご覧になっていただければと思います。

まず、入間川地区ですが、推進委員ご本人の案件です。畑の所有者が高齢になってきて難しくなってきたため、管理を使用貸借権にて行う手続きをしました。

入曽地区につきましては、周辺の畑の管理状況を確認しました。

堀兼地区につきましては、山下推進員が集積計画について確認をいただきました。農道に飛び出した畦畔のお茶を伐っていただいた地主さんのところにお礼に行きました。

小澤推進員につきましては、遊休農地の解消に向けて、対象者のお宅に伺ったとのことです。渡邊推進員につきましては、遊休農地の解消に向けて、青柳から中新田にかけての巡回と、加佐志の農振除外の案件の確認に行きました。

奥富地区につきましては、利用権の設定2件の押印に伺いました。

柏原地区につきましては、特になしとのことです。

水富地区につきましては、遊休農地の解消に向けて、笹井小の周辺で指導等行いましたと報告を受けています。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

整理番号1番について、賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

議長 整理番号2番について、賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
この結果につきましては、事務局において市に報告してください。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字上奥富字川原新田1080番の3、地目は畑、地積は76㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字的場374番20、地目は畑、地積は315㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字中原735番3、地目は畑、地積は414㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

宮岡委員 ・ 駅、インターチェンジから 300m 以内である いいえ
以上のことから、申請地は第 2 種農地と考えます。また、現在の利用状況は
耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己
用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書
が添付されていますので、朗読します。

(理由書 3 の朗読)

理由書 3 により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第 5 条、都市計画法第 3 4 条第 1 2 号に該当しま
す。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお
願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号 3 整理番号 3 について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字南本宿 1 9 4 番の 2、地目は畑、地積は合計 4 7 5 m²
です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m 以内に 2 つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 あり
- ・ 駅、インターチェンジから 300m 以内である いいえ

以上のことから、申請地は第 2 種農地と考えます。また、現在の利用状況は
耕起中です。事業計画者は、東京都に居住する個人です。転用目的は、自己
用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書
が添付されていますので、朗読します。

(理由書 4 の朗読)

理由書 4 により、次の項目が読み取れます

久保田委員 ・必要性は 適
・緊急性は 適
・周辺農地への影響は なし
・代替性は 適
・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 令和元年12月24日の父の死亡により、息子が入間川と富士見の2筆について生産緑地の主たる従事者の証明を申し出たもの。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『証明』します。

次に、協議・報告事項に移ります。

農地法第3条、4条、5条の規定による届出受理状況について事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第3条届出は相続が12案件。
農地法第4条届出は駐車場敷地に関連するもの。
農地法第5条届出は6件。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようです。
次にその他、委員から何かありますか。

議 長 (委員なし)

事務局からは何かありますか。

事務局 「令和2年度 農業委員会活動計画」について

今年度の活動計画になりますが、新型コロナウイルス給付金事務の為、602会議室を5月～8月の間使用するため、その間の総会は農業環境改善センターにて行います。

「農業者年金加入推進マニュアル、農業者年金制度のご案内」について
農業者年金加入推進活動のためのものです。ご近所や知り合いでご興味ある方がいらっしゃれば事務局までお知らせください。活動は新型コロナウイルスが落ち着いてからになります。

「生産緑地の斡旋について」
柏原地区につきまして、都市計画課より農業者への斡旋依頼がありました。もし希望者がいれば、次回総会までに事務局までご報告ください。

「新型コロナウイルス感染症による小学校等対応助成金」について
埼玉県農業会議より周知の依頼があったものです。

議 長 何か質問等ありますか。

荒井委員 新型コロナウイルスに関する質問ですが、緊急事態宣言が発令されているということで、接触者を減らすということで国全体が動いている時ですが、他のこのような総会は、殆どが書面での総会になっているのですが、農業委員会でもそのような書面の総会ができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局 これにつきましては、法律に定めがございまして、農業委員会の開催の要件が、現に在任する委員の過半数以上が揃っていること、揃わなければ総会は成立しないこと、また傍聴人の要件では公開が原則になっています。また、総会での議決については出席委員の過半数をもって決するということが明記されています。ですから、書面をもって総会を開催するということができないということになります。

また、毎月出てくる案件については40日以内に意見を付して許可権者である県知事に提出しなければならないとあります。

荒井委員の仰る通り、色々な疑問もある中で、このような会を開催させていただいた経緯があります。これにつきましても、先に行われました入間地方協議会の中で、会が開けない時はどうするか？ 入間地方協議会から県の農業会議に、また全国農業会議所に問題提起してくださいと、お話しさせていただきました。

荒井委員 会の開催においては最大限の配慮をいただきありがとうございました。

荒井委員 ビデオ会議や資料の事前配布なども検討していただき、色々なトライアルをしていただきたいと思います。

事務局 他にご意見ありますか。

(意見なし)

無いようですので、これもちまして、第4回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。